令和4年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号

（趣旨）

1. 佐賀県農業再生協議会長（以下「会長」という。）は、肥料価格高騰により経済的

な影響を受けている農業者の負担を軽減し、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、化学肥料の使用量の２割低減に向けた取組を実践する農業者が組織する団体等（以下「取組実施者」という。）が、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５５号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第5の（３）及び（４）（及び肥料価格高騰対策事業実施要領（令和３年１２月２０日付け３農産第２１５６号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）別記３及び別記４または第４の３及び４の「肥料価格高騰対策事業」及び令和４年度さが肥料価格激変緩和事業費補助金交付要綱（令和4年９月２７日付け農経第１２９３号）に基づく事業に要する経費を、予算の範囲内において補助金を交付すること（以下「本事業」という。）とし、その補助金については佐賀県農業再生協議会会計処理規程（以下「規程」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（事業の内容）

第２条 当該補助金交付要綱に基づき実施する事業は次のとおりとする。

1. 肥料価格高騰対策事業

取組実施者に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に

当たる補助金を交付することを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、参加農業者における化学肥料の使用量の低減を進める。

1. 肥料価格高騰対策推進事業

前号の事業の適切かつ円滑な実施に資するため、前号に掲げる農業者の組織する

団体等が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

（交付の対象経費及び補助率）

第３条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表１に定めるとおりとする。

２ 取組実施者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

（４）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

（５）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（７）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３ 取組実施者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（事業取組計画書の作成及び変更）

第４条　取組実施者は、参加農業者が作成する様式第１号に定める化学肥料低減計画書が適正であることを確認した上で、様式第２号に定める肥料価格高騰対策事業取組計画書（以下「取組計画書」という。）を作成し、農業者グループや農業協同組合は管轄の地域農業再生協議会（以下「地域再生協」という。）を通じ、また県域の事業者は直接、佐賀県農業再生協議会（以下「県再生協」という。）に提出するものとする。

２　取組計画書の提出を受けた県再生協は、その内容について審査を行い、取組実施者に別表１に定める補助金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに様式第５号により通知するものとする。

３　取組実施者は、取組計画書について、別表１に掲げる変更が生じた場合には、１及び２に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については、県再生協に届出を行うものとする。

（事務に係る補助金の交付申請）

第５条 第２条の（２）の事業に係る補助金の交付を受けようとする場合の補助金交付申請書は様式第６号のとおりとする。なお、補助金の事務に要する経費の区分は別表２のとおりである。

２ 交付申請書の提出を受けた県再生協は、その内容について審査を行い、補助金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに様式第７号により通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第６条　補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）規定及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）補助事業の内容を変更する場合においては、会長の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表１に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、会長の承認を受けること。

（５）補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

（６）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

２ 前項第２号の規定により、会長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第２号のとおりとする。

（実績報告）

第７条 第2条の（１）に係る事業の実績報告書は、様式第８号のとおりとし、県再生協に提出するものとする。

２　交付の申請をした取組実施者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、参加農業者毎に当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　交付の申請をした取組実施者は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第９号により速やかに会長に報告するとともに、会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　第２条の（２）に係る事業の実績報告書は、様式第10号のとおりとし、県再生協に提出するものとする。

５　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後３０日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の３月３１日（補助金の全額を概算払で交付された場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の４月３０日）のいずれか早い日とし、その提出部数を1部とする。

（取組の中間報告等）

第８条　 事業を実施したときにあっては、取組実施者は、様式第11号により、令和５年12月末日までに会長に取組中間報告書を提出するものとする。

２ １の提出を受けた県再生協は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

（事業実施状況報告）

第９条　取組実施者は、参加農業者が作成する様式第12号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、様式13－１に定める取組実施状況報告書を作成し、会長が別に定める日までに県再生協に提出するものとする。

２　１の提出を受けた県再生協は、その内容について確認を行うものとする。その際、取組実施者の５％程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。

３　２の確認を円滑かつ適正に行うため、県再生協は、取組実施者に対し、化学肥料の低減の取組に関する記録を保存するよう指導しなければならない。

附 則

この要綱は、令和４年９月２８日から施行する。

別表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業内容 | 対象経費 | 補助率 | 重要な変更 |
| 肥料価格高騰対策事業費補助金 | 国が作成した肥料価格高騰対策事業実施要領に定める取組実施者を通じて、同実施要領に基づき化学肥料の２割低減に向けて取り組む参加農業者に対し補助金を交付する取組 | 　国が定める実施要領に基づき化学肥料の２割低減に向けて取り組む農業者に対し、佐賀県農業再生協議会が国及び県からの補助金を補助する経費令和４年６月から令和５年５月末までの間に適用された価格で参加農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料購入費（当年肥料費）のうち前年からの肥料費上昇分に係る経費の一部とし、具体的には下記の方法により算定する。【秋肥（令和４年６月～10月購入肥料）】国と県による補助金の総額=(当年の肥料費-前年の肥料費※１)×0.7（参考）　国補助金=(当年の肥料費-(前年の肥料費※１÷0.9))×0.7　県補助金＝国と県による補助金の総額－国補助金【春肥（令和４年11月～令和５年５月購入肥料）】国による補助金の総額=(当年の肥料費-(前年の肥料費※１÷0.9))×0.7※１　前年の肥料費=当年の肥料費÷上昇率※補助金額は参加農業者ごとに算定したものの総額を限度とする。※上昇率は、農林水産省が実施する「農業物価統計調査」に基づく農業物価指数等により、別途農産局長が定めるものとする。※支援の対象となる肥料は、「肥料の品質の確保等に関する法律」が適用され、銘柄が国又は県に登録若しくは届出されているものとする。 | 定額補助とする。 | １補助事業者の変更２補助事業の中止又は廃止３補助事業者における補助金の増減 |
| 肥料価格高騰対策事業費補助金 | 当該補助金の事務に要する経費の補助 | 【補助対象者】当該事業の実施に当たり、佐賀県農業再生協議会と事務委託契約を行った者【支援対象となる業務内容】（１）推進及び指導本事業の概要並びに実施等の周知及び適切な実施に向けた取組実施者等に対する指導や助言（２）交付事務本事業の取組実施者から提出された申請書等の審査等に係る事務（３）その他必要な事項（１）及び（２）の取組のほかに、事業の推進に必要な取組を行う。【補助対象経費】別表２に掲げる経費 | 定額補助とする。 | １補助事業者における補助金の増 |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費 目 | 細 目 | 内 容 | 注意点 |
| 賃金等 |  | ・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費 | ・賃金については、補助事業者又は委託契約機関が定めるところにより取り扱うものとする。・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 |
| 事業費 | 会場借料 | ・本事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費 |  |
| 通信・運搬費 | ・本事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費 | ・切手は物品受払簿で管理すること。・電話等の通信費については、基本料を除く。 |
| 借上費 | ・本事業を実施するために直接必要なパソコン、プリンター等の事務機器及び事務所等の借上経費・現地確認のための自動車の借上経費 | ・レンタルが困難な場合は、リースも対象とする。ただし、補助対象経費は、本事業を実施するために必要な期間に係る経費に限るものとする。 |
| 印刷製本費 | ・本事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費 |  |
| 消耗品費 | ・本事業を実施するために直接必要な以下の経費・短期間（ 補助事業実施期間内） 又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品・USBメモリ等の低廉な記録媒体 | ・消耗品は物品受払簿で管理すること。 |
| 情報発信費 | ・本事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費 | ・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く。 |
| 燃料費  | ・本事業を実施するために直接必要な自動車の燃料代 |  |
| 旅費 |  | ・本事業を実施するために直接必要な旅費 |  |
| 雑役務費 | 手数料 | ・本事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料 |  |

（注）１　上記の経費であっても補助事業の有無にかかわらず事業実施主体又は転換事業

取組実施者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は、認

めないものとする。

２ 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書

類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。



**様式第２号**

番 　号

年 月 日

佐賀県農業再生協議会　会長　様

 　所在地

 　　取組実施者名

 代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の（変更）承認申請書

令和〇年度において、肥料価格高騰対策の実施にあたり、肥料価格高騰対策事業取組計画書を作成（変更）したので、令和4年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第４条の第1項の規定に基づき、別添のとおり提出する。

（注）様式第３号（参加農業者名簿）、様式第１号（化学肥料低減計画書）、所要額の算出根拠となる証拠書類、様式第４号（口座振替申出書）を添付すること。

肥料価格高騰対策事業取組計画書（取組実績報告書）

別添

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 秋用肥料分 | 春用肥料分 | 年間 |
|  |  |  |

（注）該当するものに〇を付けること

第１　取組実施者の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 取組実施者名 |  |
| 代表者の役職・氏名 |  |
| 取組実施者の住所 | 〒 |
| 事業担当者の連絡先 | 所属・役職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

第２　参加農業者の概要

様式第３号のとおり。

|  |
| --- |
| 参加農業者数（件） |
|  |

第３　所要額

　　○,○○○円（秋用肥料分/春用肥料分/年間）

　　（注）括弧内はいずれかを選択すること

　　　内　訳　　国補助金　　　　金　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　県補助金　　　　金　　　　　　　　　　　円（秋肥のみ）

第４　誓約・同意事項

　　　取組実施者（参加農業者を含む）は、支援金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 以下の内容について誓約・同意する | チェック欄 |  |
| １　本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。２　取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、支援金の交付を受けた年度の翌年度から５年間保管し、県農業再生協議会長又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。３　以下の場合には、支援金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。ア　対策事業取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合イ　正当な理由がなく、対策事業取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合（注）誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に〇を記載すること。 |



**様式第４号**

年　月　日

　佐賀県農業再生協議会　会長　　様

取組実施者名

代表者氏名

肥料価格高騰対策事業に係る振込口座について

　肥料価格高騰対策事業に係る振込口座を下記のとおり提出します。

記

　 支援金の振込口座

|  |
| --- |
| 金融機関（ゆうちょ銀行以外） |
| 金融機関コード（数字４桁） | 金融機関名 |
|  |  |  |  | 農業協同組合　銀行　信用金庫信用組合　労働金庫　信連　農林中金 |
| 支店コード（数字３桁） | 支店名 |
|  |  |  |  |
| 預金種別（該当のものにレ印を付けてください） | 口座番号（７桁に満たない場合は、右づめで記入） |
| ☐普通　　☐当座　　☐別段　　☐通知 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義 |
| カナ |  |
| 漢字 |  |
| ゆうちょ銀行 |
| 記号（６桁目がある場合は※部分に記入） | 番号（右づめで記入） |
|  |  |  |  |  | ※ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義人 |
| カナ |  |
| 漢字 |  |

**様式第５号**

番　　　号

年　月　日

取組実施者名　代表者氏名　様

事業実施主体名　佐賀県農業再生協議会

代表者氏名　　　会長

令和〇年度肥料価格高騰対策事業採択通知書

　令和〇年〇月〇日付けで申請のあった肥料価格高騰対策事業取組計画書については、内容審査の結果、適当と認められるので、令和４年度肥料価格高騰対策事業費交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第４条第２項の規定に基づき通知する。

**様式第６号**

番　　　号

年　月　日

佐賀県農業再生協議会　会長　　様

〇〇農業再生協議会

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策推進事業費補助金交付申請書

令和〇年度において、肥料価格高騰対策の補助金の事務にあたり、令和４年度肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第５条第１項に基づき、推進事業費補助金交付申請書を提出する。

記

事務事業実施計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 推進事業費（千円） | 備 考 |
| （１）賃金等 |  |  |
| （２）事業費 |
| （３）旅費 |
| （４）雑役務費 |
|  |  |
| 合　　計 |  |

**様式第７号**

番　　　号

年　月　日

〇〇農業再生協協議会　代表者氏名　様

事業実施主体名　佐賀県農業再生協議会

代表者氏名　　　会長　○○

令和〇年度肥料価格高騰対策推進事業費交付決定通知書

　令和〇年〇月〇日付けで申請のあった肥料価格高騰対策推進事業費については、内容審査の結果、適当と認められるので、令和4年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第５条第２項の規定に基づき通知する。

**様式第８号**

 　年　月　日

佐賀県農業再生協議会　会長　　様

取組実施者名

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実績報告書

令和４年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第７条第１項の規定に基づき、その実績を報告する。

（注）１　取組計画書に変更があったときは、対策事業取組計画書のコピーに変更後の内容が容易に比較対照できるように変更部分を赤字で加筆修正（変更前の部分は取消線で修正）し添付すること（標題を「肥料価格高騰対策事業取組計画書」から「肥料価格高騰対策事業取組実績報告書」に変更すること）。

２　添付書類については、以下を添付すること。

（１）肥料価格高騰対策事業取組実績報告書（様式第2号の別添を実績報告書としたもの）。

（２）対策事業取組計画書又は対策事業取組計画書変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があった書類（申請時以降変更のない場合は省略できる。）。

なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

**様式第９号**

 　番　　　　　号

 　年　　月　　日

佐賀県農業再生協議会　会長　　様

 　 　　 取組実施者名

 代表者氏名

〇〇　　年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

　〇〇　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金交付決定の通知があった〇〇　　年度肥料価格高騰対策事業費補助金について、令和４年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第７条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　適正化法第15条に基づく

補助金の額の確定額　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

　　（〇〇　年　月　日付け　第　　号による額の確定額）

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

 金　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに

 係る消費税等相当額　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

４　補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　金　　　　　　円

**様式第１０号**

番 　号

年 月 日

佐賀県農業再生協議会　会長　　様

〇〇農業再生協議会

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策推進事業費補助金実績報告書

令和〇年度において、肥料価格高騰対策の実施し、事業実績報告書を作成したので、令和４年度肥料価格高騰対策事業費交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第７条第４項の規定に基づき、提出する。

記

　肥料価格高騰対策推進事業の内容

（１）推進・指導事務計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 回数等 | 推進・指導内容等 | 備 考 |
|  |  |  |  |

（２）審査・交付事務計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 審査・交付事務内容 | 取組実施者数 | 備 考 |
|  |  |  |  |

（３）実施確認事務計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 実施確認事務内容 | 事業実施者数 | 備 考 |
|  |  |  |  |

（４）その他推進事業の実施に必要な事項

（５）推進事業実施実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業項目 | 補助対象経費 | 推進事業費（千円） | 備 考 |
| １ 推進・指導事務 | （１）賃金等（２）事業費（３）旅費（４）雑役務費 |  |  |
| 小 計 |  |  |
| ２ 審査・交付事務 | （１）賃金等（２）事業費（３）旅費（４）雑役務費 |  |  |
| 小 計 |  |  |
| ３ 事業実施確認事務 | （１）賃金等（２）事業費（３）旅費（４）雑役務費 |  |  |
| 小 計 |  |  |
| ４ その他 | （１）賃金等（２）事業費（３）旅費（４）雑役務費 |  |  |
| 小 計 |  |  |
|  | 合 計 |  |  |

**様式第１１号**

番　　　号

年　月　日

佐賀県農業再生協議会　会長　様

　　　　　　　　　　取組実施者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組中間報告書

令和４年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第８条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

取組の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 取組メニュー | 取組の実施状況 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（注）

１　取組メニューには、取組実施者において取り組んでいるメニューを記入し、適宜、行を追加すること。

２　参加農業者が、中間期間までにどのような取組を行ったのか、また、取組前と比べてどの程度取組が進んでいるか、使用記録等を参照し記入してください。

****

**様式第１３－１号**

　年　月　日

佐賀県農業再生協議会　会長　　様

取組実施者名

代表者氏名

令和〇年度肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

令和４年度肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和４年９月２８日付け佐再生協（県農経）発第５号）第９条第1項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（添付資料）

・様式第１３－２号

・様式第１４号

・その他会長等が必要と認める書類

別添

肥料価格高騰対策事業取組実施状況報告書

第１　取組実施者名

|  |
| --- |
|  |

第２　事業の取組概要

|  |  |
| --- | --- |
| 参加農業者数（件） | 取組面積（ha） |
|  |  |

　第３　取組実績

|  |  |
| --- | --- |
| 　取組メニュー | 取組の実績 |
| ア　土壌診断による施肥設計 |  |
| イ　生育診断による施肥設計 |  |
| ウ　地域の低投入型の施肥設計の導入 |  |
| エ　堆肥の利用 |  |
| オ　汚泥肥料の利用（下水汚泥等） |  |
| カ　食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外） |  |
| キ　有機質肥料（指定混合肥料等を含む。）の利用 |  |
| ク　緑肥作物の利用 |  |
| ケ　肥料施用量の少ない品種の利用 |  |
| コ　低成分肥料（単肥配合を含む。）の利用 |  |
| サ　可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む。） |  |
| シ　局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用 |  |
| ス　育苗箱（ポット苗）施肥の利用 |  |
| セ　化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～スに係るものを除く。） |  |
| ソ　地域特認技術の利用（　　　　　　　　　　　　　　　） |  |

（注）参加農業者が、実施期間を通じてどのような取組を行ったか、また、その結果として、取組前と比べてどの程度の化学肥料の低減が図られたかを、使用記録等を参照し、できる限り定量的に記入してください。

別添

第４　化学肥料の使用量の低減に向けて継続的に取り組むための取組計画

|  |
| --- |
|  |

